

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月8日
【会社名】	株式会社NEW ART HOLDINGS (旧会社名 株式会社NEW ART)
【英訳名】	NEW ART HOLDINGS Co., Ltd. (旧英訳名 NEW ART Co., Ltd.) 注)平成30年6月28日開催の第24期定時株主総会の決議により、平成30年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 白石 幸生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目6番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 白石幸生は、当社の第25期第3四半期（自平成30年10月1日至平成30年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。